

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 介護保険課 認定・保険料係	
不利益処分名	保険料滞納者に係る支払方法の変更	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第66条第1項又は第2項	
連 絡 先	(電話 621-5582)	
処 分 基 準	<p>第66条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p> <p>3 市町村は、前2項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が滞納している保険料を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該支払方法変更の記載を消除するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の</p>	
	参 考 事 項	介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所）
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）

処分基準	<p>2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定は適用しない。</p> <p>(法第66条第1項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>○ 介護保険法施行規則第98条 第98条 法第66条第1項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 予防接種法第16条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付</p> <p>(3) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給</p> <p>(5) 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の規定による医療費の支給</p> <p>(5)の2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給</p> <p>(5)の3 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給</p> <p>(6) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第3条又は第4条の医療費の支給</p> <p>(7) 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第9項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号)第17条の6第5項、船員保険法施行令(昭和28年政令第240号)第8条第9項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第8項、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第11条の3の3第9項(私立学校教職員共済法施行令(昭和28年政令第425号)第6条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の2第9項の規定による高額療養費の支給</p> <p>(8) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第14条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病に係る高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項各号に掲げる給付であつて、同令第14条第6項の規定に基づき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に係るもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める給付</p> <p>(法第66条第1項の厚生労働省令で定める期間)</p> <p>○ 介護保険法施行規則第99条 第99条 法第66条第1項の厚生労働省令で定める期間は、1年間とする。</p> <p>(法第66条第1項に規定する政令で定める特別の事情)</p> <p>○ 介護保険法施行令第30条 第30条 法第66条第1項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。</p> <p>(1) 保険料を滞納している要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著し</p>
------	--

<p>処分基準</p>	<p>基準</p>	<p>く減少したこと。</p> <p>(3) その他前2号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。</p> <p>(令第30条第3号の厚生労働省令で定める事由)</p> <p>○ 介護保険法施行規則第100条</p> <p>第100条 令第30条第3号の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保険料を滞納している要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(2) 保険料を滞納している要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(3) 保険料を滞納している要介護被保険者等が被保護者であること（当該者が支払方法変更の記載（法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載をいう。以下同じ。）の原因となるべき滞納に係る保険料の納期限において生活保護法の規定による生活扶助を受けていなかった場合に限る。）。</p> <p>(4) 保険料を滞納している要介護被保険者等が、法第66条第1項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給又は第98条に規定する医療に関する給付を受けることとなったこと。</p> <p>(支払方法変更の記載方法)</p> <p>○ 介護保険法施行規則第101条</p> <p>第101条 支払方法変更の記載は、法第27条第7項後段（法第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段（法第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定により認定（法第69条第1項に規定する認定をいう。以下同じ。）の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。</p> <p>2 市町村は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、次の事項を書面により第一号被保険者に通知し、被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載を行うことができる。</p> <p>(1) 法第66条第1項又は第2項の規定により支払方法変更の記載を行う旨</p> <p>(2) 被保険者証の提出をする必要がある旨</p> <p>(3) 被保険者証の提出先及び提出期限</p> <p>(法第66条第3項に規定する政令で定める特別の事情)</p> <p>○ 介護保険法施行令第31条</p> <p>第31条 法第66条第3項に規定する政令で定める特別の事情は、同項に規定する要介護被保険者等に係る滞納額の著しい減少又は前条に規定する事情とする。</p> <p>(支払方法の変更の記載の消除)</p> <p>○ 介護保険法施行規則第102条</p> <p>第102条 要介護被保険者等は、支払方法変更の記載を受けている場合において、法第66条第3項に規定する政令で定める特別の事情があるときは、被保険者証及び当該特別の事情のある旨を証する書類を市町村に提出して同項の規定による支払方法変更の記載の消除を受けるものとする。</p>
-------------	-----------	--